

第3章 計画の策定

第1節 本市における課題認識と重点施策

(1) 課題の認識と重点施策

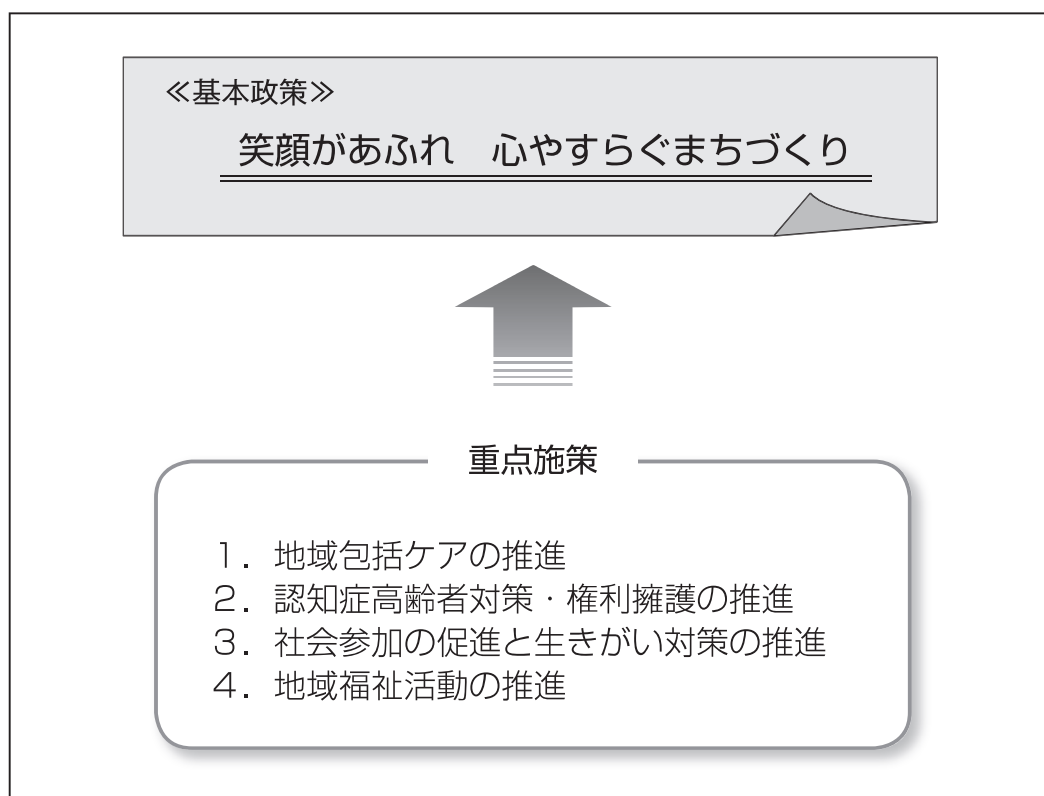
本市では、高齢者が安心していきいきと暮らすことができるよう、鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、高齢者福祉施策を推進してまいりました。

介護保険制度につきましては、創設以来、介護サービスの提供基盤も整備され、利用者数も増加するなど、広く定着してきたところではありますが、次節で行っております将来の見通しで示しているとおり、高齢化率は上昇を続けることが予測され、超高齢化社会の進展による給付費の増大に対応し、制度の長期的な維持・安定を図ることが求められています。

さらに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者も今後の増加が予想され、これら的高齢者を取り巻く不当な財産の侵害や虐待などを予防し、住み慣れた地域で自立した生活を送るための環境整備を進める必要があります、介護予防や地域包括ケアの推進が大きな課題となっています。

また、同じ趣味を持つ人どうしの交流を促進したり、地域活動への参加など、生きがいを持ちながら、充実した人生を送ることができる社会を形成していくことも求められているところがあります。

これらの点から、本計画では、第9次鳥取市総合計画に定める「笑顔があふれ 心やすらぐまちづくり」を基本政策とし、これを実現するための4つの重点施策を、次のように定めます。



(2) 重点施策「地域包括ケアの推進」

高齢者が、できる限り住み慣れた自宅や地域で継続して日常生活を営むことができるよう、要介護高齢者をはじめ、支援を必要とする高齢者を地域で支えるために、介護や医療、福祉等のサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、総合的な高齢者施策を展開していきます。

「地域包括ケア」を実現するためには、①24時間対応の在宅医療など医療との連携強化、②特別養護老人ホームの整備など介護サービスの充実、③介護予防の推進、④高齢となっても住み続けることのできる住まいの整備、⑤見守り・配食・買い物など多様な生活支援サービスなどを包括的に行うことが必要です。

(i) 地域包括支援センター機能の充実

本市では、平成18年度より、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師などが中心となって高齢者の支援を行う、官民協働型の地域包括支援センターを開設しており、今後もこの運営体制を継続していきます。

また、第4期計画期間中の平成21年4月から鳥取こやま地域包括支援センターを開設しましたが、平成25年4月より、さらに機能の充実を図るため、地域包括支援センターを現行4か所（鳥取中央・鳥取こやま・鳥取南・鳥取西地域包括支援センター）から5か所へ増設し、今まで以上に高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援していくとともに、地域の福祉資源の有効活用及び地域の高齢者の利便性の向上を目指します。

(ii) 介護予防事業の推進

介護予防の観点から、要支援・要介護状態になるおそれのある運動機能の低下や閉じこもりの傾向が見られる高齢者を対象として、筋力向上、認知症予防、転倒骨折予防のための運動指導や食生活改善指導などを行う教室を開催し、できる限り要支援・要介護状態にならないような効果的な事業を実施します。

また、本市では、地域に住む高齢者を対象に、「介護予防」と「地域のふれあい」を目的とした誰でも楽しみながら行える「しゃんしゃん体操」の普及に努めています。この体操を通じて、身体機能の維持・向上を図るとともに、元気で活動的な高齢者が多い地域づくりを目指します。

(iii) 地域密着型サービスの促進

① 日常生活圏域の設定

これからの施設整備においては、身近な生活圏域に様々なサービス拠点を整備し、住み慣れた地域で生活が継続できるようにすることが重要です。

本市の第3期介護保険事業計画において、人口、高齢者人口、旧行政区、介護保険施設の整備状況を考慮し、次のとおり、6つの「日常生活圏域」を定めたところですが、第5期介護保険事業計画においても引き続きこの日常生活圏域を設定します。

今後も、この圏域単位で必要とされる介護サービスを見込みながら、地域に密着した施設の整備や地域に根ざした介護保険事業の展開を推進します。

《日常生活圏域別の人口、高齢者数、面積》

日常生活圏域（中学校区）	人口（人）	高齢者人口（人）	高齢化率（%）	面積（km ² ）
A圏域（中ノ郷、北、西、福部）	44,850	10,230	22.81	55.21
B圏域（東、南、桜ヶ丘、国府）	70,921	14,434	20.35	142.03
C圏域（江山、高草）	17,849	4,269	23.92	122.01
D圏域（湖東、湖南）	26,664	5,225	19.60	46.29
E圏域（河原、用瀬、佐治）	13,967	4,403	31.52	245.11
F圏域（気高、鹿野、青谷）	20,620	6,150	29.83	155.01
計	194,871	44,711	22.94	765.66

（注）人口は平成23年4月1日時点。住民基本台帳による（外国人登録含まない）

《日常生活圏域別の主な施設の設置数》

（ ）内は定員

日常生活圏域	老人福祉施設	老人保健施設	療養型医療施設	グループホーム	小規模多機能型居宅介護施設
A圏域	1か所（50）	1か所（100）	2か所（146）	4か所（45）	5か所（107）
B圏域	1か所（96）	3か所（297）	1か所（41）	5か所（72）	8か所（190）
C圏域	2か所（198）	1か所（100）		2か所（27）	2か所（40）
D圏域	3か所（250）	1か所（110）	1か所（60）	1か所（9）	2か所（43）
E圏域	1か所（76）	1か所（68）		2か所（18）	5か所（103）
F圏域	2か所（156）	1か所（100）		2か所（18）	3か所（63）
計	10か所（826）	8か所（775）	4か所（247）	16か所（189）	25か所（546）

（注）平成23年10月1日時点
小規模多機能型居宅介護施設の定員は、登録定員

② 地域密着型サービスの安定的供給と質の向上の促進

地域密着型サービスとは、第3期介護保険事業計画から新たに創設されたサービスで、要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるために、日常生活圏域内に拠点施設の確保を図ることが必要です。

このサービスの提供及び利用に当たっては、事業者は、本市による指定を受ける必要があり、利用者は、地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員（＝ケアマネジャー）又は地域包括支援センターの保健師による、ケアプランの作成が必要です。

また、地域密着型サービスは、基本的には、サービスを提供する施設が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスですが、さまざまな理由で他の市町村にある事業所の利用を希望する場合は、相手先市町村の同意を得たうえで、本市が当該事業所に対して指定を行い、利用することができるようになります。

本市としては、保険者並びに指定権者として、給付の適正化とサービスの質の向上を図るため、地域密着型サービスを提供できる環境づくりを適切に促進していくとともに、厳正な指導・監督に努めます。

《地域密着型サービスの種類》

- ア) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- イ) 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- ウ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- エ) 地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）

- オ) 小規模多機能型居宅介護
- カ) 夜間対応型訪問介護
- キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ク) 複合型サービス

日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの整備目標量等

ア) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

このサービスは、認知症高齢者が5人から9人で共同生活を送りながら、スタッフによる日常生活上の支援や介護が受けられるものです。

平成23年度に、このサービスを提供する施設は、市内に16か所（189床分）ありましたが、このサービスの整備が進んでいない日常生活圏域について、地域間格差の是正を図るため、グループホームの整備を促進します。現在未整備の用瀬地域と気高地域にそれぞれ1箇所整備して、合併地域の8地域すべてに1箇所ずつ整備完了する一方、鳥取地域にも1箇所を整備します。

なお、本計画期間中においては、この整備促進数以上のサービスについては、指定を制限することとなります。

日常生活圏域（中学校区）	現在の整備数（定員）	整備年度	整備数（定員）
A圏域（中ノ郷、北、西、福部）	4か所（45人）	24年度	1か所（9人）
B圏域（東、南、桜ヶ丘、国府）	5か所（72人）		
C圏域（江山、高草）	2か所（27人）		
D圏域（湖東、湖南）	1か所（9人）		
E圏域（河原、用瀬、佐治）	2か所（18人）	24年度	（用瀬）1か所（9人）
F圏域（気高、鹿野、青谷）	2か所（18人）	24年度	（気高）1か所（9人）
計	16か所（189人）		3か所（27人）

イ) 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

このサービスは、在宅の認知症高齢者が通所して利用する、通所介護施設での食事、入浴などの日常生活上の世話や機能訓練を行うためのものです。

本市においては、空家等の活用により整備数が増えている状況ですが、新たな施設整備数は定めず、サービスの実施を希望する事業者に対して適切に指定等を行います。

日常生活圏域（中学校区）	現在の整備数（定員）	整備年度	整備数（定員）
A圏域（中ノ郷、北、西、福部）	5か所（51人）		
B圏域（東、南、桜ヶ丘、国府）	2か所（24人）		
C圏域（江山、高草）	3か所（27人）		
D圏域（湖東、湖南）	2か所（24人）		
E圏域（河原、用瀬、佐治）			
F圏域（気高、鹿野、青谷）	1か所（12人）		
計	13か所（138人）		

ウ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

このサービスは、定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において、入所した要介護者に対して、「日常生活の世話」、「機能訓練」、「健康管理」などを行うものです。

本計画期間中においては、新たな整備は見込まず、新たにサービスの実施を希望する場合には、指定を制限することとなります。

日常生活圏域（中学校区）	現在の整備数（定員）	整備年度	整備数（定員）
A圏域（中ノ郷、北、西、福部）			
B圏域（東、南、桜ヶ丘、国府）			
C圏域（江山、高草）			
D圏域（湖東、湖南）			
E圏域（河原、用瀬、佐治）			
F圏域（気高、鹿野、青谷）			
計			

エ）地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）

このサービスは、定員29人以下の有料老人ホーム等において、入居した要介護者に対し、日常生活上の介護を行うものです。

本計画期間中においては、新たな整備は見込まず、新たにサービスの実施を希望する場合には、指定を制限することとなります。

日常生活圏域（中学校区）	現在の整備数（定員）	整備年度	整備数（定員）
A圏域（中ノ郷、北、西、福部）			
B圏域（東、南、桜ヶ丘、国府）			
C圏域（江山、高草）			
D圏域（湖東、湖南）			
E圏域（河原、用瀬、佐治）			
F圏域（気高、鹿野、青谷）			
計			

オ）小規模多機能型居宅介護

このサービスは、「通い」を中心として、要介護者等の様態や、希望に応じて「泊まり」「訪問」を組み合わせるサービスで、1事業所における登録者は25人以下となり、「通い」の一日の利用者は15人以下、「泊まり」の利用者は9人以下となります。

本計画期間中においては、整備目標は定めませんが、サービスの実施を希望する事業者が生じた場合は、適切に指定等を行います。

日常生活圏域（中学校区）	現在の整備数（登録定員）	整備年度	整備数（登録定員）
A圏域（中ノ郷、北、西、福部）	5か所（107）		
B圏域（東、南、桜ヶ丘、国府）	8か所（190）		
C圏域（江山、高草）	2か所（40）		
D圏域（湖東、湖南）	2か所（43）		
E圏域（河原、用瀬、佐治）	5か所（103）		
F圏域（気高、鹿野、青谷）	3か所（63）		
計	25か所（546）		

力) 夜間対応型訪問介護

このサービスは、24時間安心して在宅生活が送れるよう、夜間の定期巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。

本市としては、サービスの利用促進に努め、実施を希望する事業者が生じた場合は、適切に指定等を行います。

キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護保険法の一部改正により、平成24年度から、重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が創設されます。

医療的ケア(看護)が必要な方が、安心して在宅で暮らすため有用なものであり、サービスの利用促進に努め、実施を希望する事業者が生じた場合は、適切に指定等を行います。

ク) 複合型サービス

平成24年度から、小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する複合型事業所によるサービスが創設されます。医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となるため、サービスの利用促進に努め、実施を希望する事業者が生じた場合は、適切に指定等を行います。

(iv) 介護予防・日常生活支援総合事業の展開

介護保険法の一部改正により、平成24年度から、これまでの介護予防給付と地域支援事業の介護予防事業・包括的支援事業を組み合わせる「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されます。この事業の対象は、要支援者及び二次予防事業対象者です。

要支援と非該当を行き来するような高齢者に対して、総合的で切れ目のないサービスの提供とともに、配食や見守りなどの生活支援、権利擁護などの介護保険外のサービスも併せて実施できることから、当該事業の推進に努めます。

(注) 二次予防事業対象者：要介護状態等になるおそれの高い高齢者

(3) 重点施策「認知症高齢者対策・権利擁護の推進」**(i) 認知症に関する正しい知識の普及啓発**

認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支え、認知症にやさしい地域づくりを目指して、認知症サポーター養成講座を実施します。

また、家族介護者に、認知症に関する知識や介護の技術を習得してもらうための教室の開催や、家族介護者の会の活動を支援していきます。

(ii) 高齢者虐待防止の普及啓発

高齢者虐待防止ネットワーク協議会等を活用し、虐待防止ネットワークの構築を図るなど、高齢者に対する虐待防止に向けた取り組みを推進します。

また、関係機関や地域からの高齢者虐待通報があった場合、迅速に対応し、必要に応じて、立ち入り調査を実施し、事実確認に努めるとともに、生命の危機等から加害者と分離させる必要があると判断した場合は、適切な保護に努めます。

(iii) 権利擁護の推進

高齢者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、鳥取市社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について、市報や地域での健康教育等を通して、普及・啓発に努めます。

また、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない高齢者で、身寄りがいないなどの理由で申立てを行う人がいない人については、市長による成年後見制度の申立を行います。

さらに、成年後見制度の利用について、費用負担が困難な方に対して、申立に要する費用や後見人などの報酬を助成する「成年後見制度利用支援事業」を引き続き実施し、後見人の確保や制度の活用が広がるように努めていきます。

(4) 重点施策「社会参加の促進と生きがい対策の推進」

(i) 地域における交流の場・機会の充実

社会活動への参加は、孤独感や虚無感等からくる意欲の減退を防止し、生きる活力を生み出すことから、介護予防の有効な手段となり得るため、高齢者の就労をはじめとする社会活動への参加を促進するとともに、参加可能な体制や環境づくりを進めることが重要です。

そのため、高齢者のバス利用負担の軽減などによりバス利用を促進し、高齢者の閉じこもり予防と積極的な社会参加を促進します。また、引き続き、老人クラブへの支援、ひとり暮らし高齢者などが、地域の中で気軽に立ち寄れる場所として、ふれあいサロンの創設への支援などを行っていきます。

今後も引き続き、高齢者自身の経験や知識を生かし、地域社会の一員としてその役割を分担するとともに、他の世代との交流を行いつつ、社会に参加していくことが期待されています。

(5) 重点施策「地域福祉活動の推進」

(i) 地域福祉ネットワークの構築

各地域で福祉活動を行う団体及び個人の連絡調整や行政との橋渡し、地域の身近な相談窓口及び地域において自主的な支え合い活動などを普及する「地域・福祉活動コーディネーター」の配置を拡大し、地域の皆で助け合う自助・互助の地域社会の推進に努めます。また、市民や各団体がさまざまな福祉サービスの担い手となり、連携・協働できる福祉ネットワークを構築していきます。

(ii) 地域における支えあいの推進

ひとり暮らしの高齢者を愛の訪問協力員が定期的に訪問し、安否確認などを行う「愛の一声運動」、さらに、地区社会福祉協議会や民生・児童委員と連携し、地域の福祉活動を推進する「となり組福祉員」などの活動を推進していきます。また、地域ぐるみで互いに支え合える体制づくりを進め、だれもが愛着ある地域でいきいきと安心して暮らせるまちをめざします。

(iii) 介護支援ボランティア制度の推進

高齢者が、社会参加、地域貢献を行いながら、自らの健康増進、介護予防に積極的に取り組む事ができるようにするとともに、要介護・要支援高齢者に対する市民の主体的な支え合い活動を育成、支援することを目的に「介護支援ボランティア制度」を平成24年度から創設し、取り組んでいきます。